

# 山形銀行 IC キャッシュカード特約

## 1. (特約の適用範囲)

- (1) ICキャッシュカードとは、従来のキャッシュカードの機能に加え、本人の生体情報（指静脈パターン）を登録することが可能なICチップを搭載したキャッシュカード（以下「生体ICカード」といいます。）のことをいいます。
- (2) この特約は、生体ICカードを利用するにあたり適用される事項を定め、「山形銀行キャッシュカード規定」、各カードローン規定の一部を構成するとともに同規定と一体として取り扱われるものとします。

## 2. (生体認証)

- (1) 生体認証とは、生体ICカードのICチップに登録した生体情報を用いて、当行との取引について、利用者本人であることを確認する認証方式のことをいいます。
- (2) 生体認証は、当行の現金自動支払機（現金自動預入支払機および自動振込機を含みます。以下「支払機」といいます。）、および当行がオンライン現金自動支払業務を提携した金融機関等（以下「提携銀行」といいます。）の支払機のうち、当行と同一の認証方式の生体認証に対応している支払機により、当該利用者の生体情報を照合することにより行います。

## 3. (生体情報の登録等)

- (1) 生体情報の登録は、お客さまの任意であり、生体情報を登録していない生体ICカードはICチップおよび磁気ストライプで取引できるキャッシュカードとして利用可能です。
- (2) 生体情報の登録は、当行本支店の窓口において、当行所定の書面による届出および当行所定の本人確認書類の提示をうけ、当行所定の方法で本人であることを確認した場合、当行所定の機器により行います。  
なお、生体情報は、生体ICカードのICチップ内のみ保有し、当行には一切保有しません。
- (3) 生体情報の削除は、当行本支店の窓口において、当行所定の書面による届出および当行所定の本人確認書類の提示をうけ、当行所定の方法で本人であることを確認した場合、当行所定の機器により行います。
- (4) 再発行等により新しい生体ICカードが発行された場合、従来の生体ICカードに登録していた生体情報は新しい生体ICカードに引継がれませんので、あらかじめ生体情報を登録してください。

## 4. (生体ICカードの利用)

- (1) 生体ICカードは以下の支払機で利用できます。
  - ① 当行の生体認証対応の支払機
  - ② 提携銀行の当行と同一認証方式の生体認証対応の支払機
  - ③ 当行のIC対応の支払機
  - ④ 提携銀行のIC対応の支払機（当行の認証方式以外の生体認証対応の支払機を含みます。）
  - ⑤ 上記以外の当行および提携銀行の支払機
- (2) 生体情報を登録している生体ICカードで上記（1）①および②の支払機により払戻し、振込、その他当行所定の取引（以下「払戻し等」といいます。）を行う場合は、生体情報の照合により、その同一性が確認され、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認したうえで、ICチップによる払戻し等を行います（以下「生体認証取引」といいます。）。
- (3) 生体情報を登録している生体ICカードで上記（1）③および④の支払機により払戻し等を行う場合、および生体情報を登録していない生体ICカード（以下「ICカード」といいます。）で上記（1）①～④の支払機により払戻し等を行う場合は、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認したうえで、ICチップによる払戻し等を行います（以下「IC認証取引」といいます。）。
- (4) 生体情報を登録している生体ICカードおよびICカードで上記（1）⑤の支払機により払戻し等を行う場合は、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認したうえで、磁気ストライプによる払戻し等を行います（以下「磁気ストライプ取引」といいます。）。
- (5) 上記（2）および（3）において、提携銀行によっては、磁気ストライプ取引となる場合があります。

## 5. (1日あたりの取引限度額)

- (1) 生体情報を登録している生体ICカードによる「生体認証取引」、「IC認証取引」、「磁気ストライプ取引」において1口座1日あたりの取引限度額は、当行所定の金額の範囲内とします。ただし、提携銀行の支払機を利用した「生体認証取引」、「IC認証取引」の場合、提携銀行から当行へ提供される情報によっては、「磁気ストライプ取引」の限度額が適用される場合があります。  
なお、「生体認証取引」の取引限度額には「IC認証取引」、「磁気ストライプ取引」による取引金額が含まれ、「IC認証取引」の取引限度額には「磁気ストライプ取引」による取引金額が含まれるものとします。
- (2) ICカードによる1口座1日あたりの取引限度額は、「カード振込と現金払戻しの合計」、「現金払戻し」、「提携銀行でのカード振込と現金払戻しの合計」において、当行所定の金額の範囲内とします。なお、取引限度額には、磁気ストライプによる取引金額が含まれるものとします。
- (3) 同一の口座に生体ICカードまたはキャッシュカードと各種ハイブリッドカードまたは代理人カードの複数枚のカードを発行している場合（以下「複数カード発行口座」といいます。）、いずれかのカードが生体情報を登録している生体ICカードの場合（以下、他方のカードを「併用カード」といいます。）は、前記（1）の取引限度額が適用されます。この場合、併用カードによる取引は、併用カードが磁気ストライプカードの場合は「磁気ストライプ取引」、生体ICカードの場合は生体情報の登録の有無により「生体認証取引」または「IC認証取引」の限度額が適用されます。  
なお、複数カード発行口座における各々のカードによる取引の合計額は、前記（1）または（2）の取引限度額の範囲内とします。
- (4) 取引限度額には、現金自動預入支払機による通帳払戻しを利用している場合の支払機を利用した通帳による取引金額が含まれるものとします。
- (5) 取引限度額は当行所定の方法により、当行所定の範囲内で変更することができます。
- (6) 磁気ストライプのキャッシュカードから生体ICカードへの切替等、カード種類を切り替えた場合、および生体ICカードに生体情報を登録した場合、事前にお客さまが個別に変更していた取引限度額は引継がれませんので、必要に応じ、あらかじめ取引限度額を変更してください。

## 6. (代理人カード)

- (1) 代理人カードとして発行された生体ICカードには、代理人の生体情報を登録することができます。
- (2) 代理人の生体情報の登録は、当行本支店の窓口において、当行所定の方法により行います。
- (3) 代理人カードは、本特約を適用するほか、山形銀行キャッシュカード規定第7条により取扱います。

## 7. (故障等の対応)

- (1) 前記4.に規定された支払機が故障した場合、またはICチップ機能に障害が発生した場合等において、「生体認証取引」および「IC認証取引」ができない場合があります。この場合、磁気ストライプが併載されている生体ICカードであっても、磁気ストライプによる取引ができないことがあります。これらの影響による損害が生じて、当行は責任を負いません。
- (2) 前項において、ICチップ機能に障害が発生した場合は、当行所定の手続に従って、すみやかに当行へ生体ICカードの再発行を申し出てください。

## 8. (発行手数料)

生体ICカードの発行については、当行所定の手数料をいただきます。

以上  
(2020年4月1日現在)